

令和4年5月11日(水)資料提供	
担当課	和歌山県消費生活センター
担当者	富田、山本
電話	073-433-0241

令和4年度「消費者月間」街頭啓発の実施について

和歌山県では、毎年5月の消費者月間において、県民の皆様に消費者問題に関する啓発事業を実施しています。

今年度は、特に令和4年4月1日に成年年齢が18歳へ引き下げられたことに伴い、消費者契約に関する知識や経験が乏しい若年者における消費者トラブルの増加が懸念されることから、こうしたトラブルで被害に遭うことを防止するため、高校生などを主な対象者として、対処方法や相談窓口を掲載したリーフレットや啓発物資を配布する街頭啓発を実施します。

記

1. 日 時 令和4年5月18日(水) 7:45~8:30
2. 場 所 JR和歌山駅(取材は西口側で対応します。)
3. 参加者 和歌山県くらしの研究会、特定非営利活動法人消費者サポートネット和歌山、和歌山市消費生活センター、和歌山県県民生活課、和歌山県消費生活センター
4. 令和4年度消費者月間統一テーマ
「考えよう!大人になるとできること、気を付けること~18歳から大人に~」